



戸籍電子化、いよいよスタート

2月4日からサービス開始

コンピューターを使った戸籍事務の電子化がいよいよ2月4日からスタートします。移行に伴って、戸籍証明書は新書式に変わり、旧表記文字の一部は、電子化処理の過程で置きかえ記録します。

東川町に本籍のある方の戸籍氏名の文字は、現在タイプ打ちした表記と手書き処理の表記が混在しています。手書きの表記は、草書、行書など、崩し字やくせ字をそのまま書き写して記録・保管してきました。

コンピューター化後の戸籍の文字は、常用漢字・人名漢字等漢和辞典に正字・同字・古字・本字として登録されている文字と、その他比較的多く用いられている俗字で記録します。

用いる文字を統一します

下表の（表記上の変更

例）のように、現在の戸籍に記載されている左側の文字は、コンピューター化後の戸籍には使用できないため、右側の正字等に置きかえて記録します。

戸籍氏名の表記文字が置きかわる方には、1月中旬ごろに「お知らせ」の通知を郵送します。氏の文字が変わる場合は、筆頭者または配偶者に通知します。筆頭者と配偶者のどちらも除籍の場合は、在籍者全員に通知します。

文字の記載がかわったからといって日常生活ですぐに使用している文字を変更しなくても何ら問題はなく、印鑑証明、運

転免許証、パスポート、年金証書等の変更手続きは必要ありません。

戸籍の附票も表示方法がかわります

戸籍の附票は戸籍とともに保管する住所の変更履歴表のようなものです。このため戸籍とともにデータが電子化されます。コンピューター化後は、

（表記上の変更例）

使用できない文字 使用できる正字等

伊	→	伊
裕	→	裕
原	→	原
邊	→	邊
嶋	→	嶋

その時点の最新の住所から記録されることとなります。旧住所が記録された証明書が必要ときは「改製原戸籍の附票」をご請求ください（広報誌昨年11月号（10、11ページ）参照）。お問い合わせ役場税務住民課戸籍係 ☎ 82-2111（内線129）。